

山形県フットサルリーグ(男女) 選手／役員登録規定

1. 本リーグ登録の際は、リーグ申込書に必要事項を記入し提出すること。【18歳未満の選手登録は、保護者の同意書を添付すること。】
2. 仮選手証での登録及び、試合出場は一切認めない。
- 3-1 **【追加登録(新規及び移籍登録について)】**
 - ①登録期間は、4月1日～翌年3月31日とする。
 - ②選手は、最初に登録されたチームに所属するものとする。
 - ③JFAフットサルチーム登録手続きが完了した選手のみが、チーム登録されるものとする。
 - ④移籍を希望する場合でチーム代表者の承諾及び移籍元リーグ抹消手続きが無い場合、期間の移籍はできない。
- 3-2 **【新規追加登録について】**

期間中において、どのチームにも所属しない選手がリーグのチームに登録する事を指すものとする。

 - ①選手の追加(新規)は、期間中であれば受付を行う。
 - ②新規追加登録を希望する選手は、JFAフットサルチーム追加登録を行う。
 - ③選手証が届き、JFAフットサル大会選手変更届に追加内容を明記し、宣誓書(指定書式)を添付の上、事務局へ提出する。
 - ④FAXでの受付や会場での受付は行わない。
 - ⑤書類に不備がある場合、代表者へ登録メールアドレス宛にメールにて連絡いたします。
 - ⑥事務局へ提出書類が提出され、確認後問題なければその時点で受理し、各チーム代表者宛に受理した旨をメールにて連絡いたします。そのメール通知後14日目(審査期間)から出場可能になります。
例:7月1日受理 ⇒ 7月15日以降の試合出場可能になります。
- 3-3 **【移籍追加登録について】**

期間中に地域及び都道府県チームのいずれかに所属している選手が、他チーム、又は他リーグのチームへ登録を移すことを指すものとする。

 - ①選手の移籍は、各県所属リーグの第1節終了翌日より受付を行う。
 - ②移籍する選手は、登録されていたチームの代表者から移籍承諾書を受け取り、チーム代表者等は移籍元リーグ事務局へ大会選手変更届を提出する。
を明記し、移籍承諾書、登録抹消の写しを添付し移籍先リーグ事務局へ提出する。
 - ③移籍元リーグ事務局から登録抹消の承認を得たことを確認すること。
 - ④FAXでの受付や会場での受付は行わない。
 - ⑤事務局へ提出書類が提出され、確認後問題なければその時点で受理し、各チーム代表者宛に受理した旨をメールにて連絡いたします。そのメール通知後14日目(審査期間)から出場可能になります。
例:7月1日受理 ⇒ 7月15日以降の試合出場可能になります。
 - ⑥地域リーグへの移籍は、地域リーグの1次登録が終了するまで認めない。
- 3-4 **【削除について】**
 - ①選手の削除は、各所属リーグの第1節終了後翌日より受付を行う。
 - ②チーム代表者等は、大会選手変更届を事務局へ提出する。
 - ③FAXでの受付や会場での受付は行わない。
 - ④事務局へ提出書類を提出され確認後、提出書類に問題が無ければその時点で受理いたします。受理後に各チーム代表者宛に受理した旨を、メールにて連絡いたします。
- 3-5 受付期間は、最終試合の14日前迄とする。(以後は如何なる理由があろうと一切受け付けない。)
4. **【チーム代表者を変更する場合】**
 - ①すべての書類やリーグ運営方針などの引き継ぎは、新旧代表者間で行ったうえ、代表者を変更する旨と新旧代表者の連絡先、署名、捺印を明記のうえ事務局へ提出する。書式は自由とするが必ず連絡が取れる電話番号、メールアドレスを記入のこと。
 - ②FAXでの受付や会場での受付は行わない。
 - ③事務局へ提出書類を提出され確認後、提出書類に問題が無ければその時点で受理いたします。受理後に各チーム代表者宛に受理した旨を、メールにて連絡いたします。
代表者変更は、受理後即日有効となる。
 - ④リーグに関する各種権限は、代表者に付与するものとする為、変更手続きがなされていない場合、シード権等の権利が付与されないものとする。
5. 移籍については、リーグ内で一度登録したチームへの再登録は原則認めない。
6. **【書類提出先】** 山形県フットサルリーグ事務局 奥山 英幸
〒999-3531 山形県西村山郡河北町字畑中90 又は、メールアドレス ioai8001@hinanet.ne.jp
(メールにて各書類を提出する場合、PDF形式にて添付提出すること。)
7. 登録する選手については、一般財団法人日本フットサル連盟に選手1名につき2,000円の選手登録料を収めること。